

1 議事日程(第1号)

(令和5年第5回久山町議会12月定例会)

令和5年12月5日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

・ 議員派遣結果

・ 一部事務組合議会に関する事項

粕屋南部消防組合議会

日程第4 議案第61号 工事請負変更契約の締結について (町長提出)

日程第5 議案第62号 久山町久原財産区管理会基金条例の制定について  
(5久山町条例第22号) (町長提出)

日程第6 議案第63号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
(5久山町条例第23号) (町長提出)

日程第7 議案第64号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
(5久山町条例第24号) (町長提出)

日程第8 議案第65号 令和5年度久山町一般会計補正予算(第4号) (町長提出)

日程第9 議案第66号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
(町長提出)

日程第10 議案第61号 工事請負変更契約の締結について

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 阿部文俊

2番 久芳正司

3番 阿部哲

4番 本田光

5番 末松裕

6番 阿部恒久

7番 山野久生

8番 荒巻時雄

9番 佐伯勝宣

10番 只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

8番 荒巻時雄

9番 佐伯勝宣

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町 長 西村 勝

副 町 長 佐伯久雄

教 育 長	重 松 宏 明	経営デザイン課長	中 原 三千代
会計管理者	佐々木 信 一	上下水道課長	久 芳 義 則
福祉課長	稲 永 み き	都市整備課長	大 嶋 昌 広
税 務 課 長	川 上 克 彦	総 務 課 長	久 芳 浩 二
町民生活課長	井 上 英 貴	産業振興課長	横 山 正 利
教 育 課 長	江 上 智 恵	健 康 課 長	亀 井 玲 子

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	小 森 政 彦	議会事務局書記	城 戸 貞 人
--------	---------	---------	---------

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から、令和5年第5回久山町議会12月定例会を開会します。

本日、全員出席であります。よって議会は成立いたします。

まず初めに、私の方から、佐伯勝宣議員に申し上げます。

佐伯議員は、令和5年10月2日付で議員個人で発行した議会報告における「固定資産税の課税誤り」の記事の中で「課税誤り」全協開かれず」と記載し、町内世帯に配布しました。

しかし、本件については、6月6日に町長から依頼を受け、議会で全員協議会を開催し、執行部から報告を受けております。

その後、全員協議会開催の件は、佐伯議員お一人で、ほかの議員からはありませんでしたので、議会として開催の必要性がないと判断しました。これが事実です。

また、同じ記事の中で、「なぜ町民・新聞に公表しない？」と記載していますが、本件については、9月15日付で町の公式ホームページおよび10月1日発行の広報ひさやま10月号にて公表されています。この記事は、町が本件について公表しなかったと誤解させるものです。

さらに、佐伯議員は、令和5年11月15日付で発行した議会報告における「課税誤りについて」の記事の中で、9月議会の補正予算、町税等過誤納還付金300万円について、曲解した理由を並べ「議会の「数の論理」で予算を通した。」と記載し、あたかも強行採決を行ったような、誤解を生じさせる表現となっています。

しかし、この補正予算は、議会において賛成多数で可決されたものです。決して批判されるものではありません。この記事は、議場での正規の手続き、合議制という議会の基本的な在り方を不当に批判するものであります。

次に、佐伯議員は同じ議会報告における「目的外使用」一般質問へ」と題した記事の中で、9月定例会における私からの注意および歴代議長の行いについて、「懲罰誘発狙いだ。私的な職権濫用だが、」「議長が町民の目に明らかにされぬため手段を選ばぬよう「諸先輩」に防波堤役を仰せつかった。」「議長が汚れ役を買って諸先輩・執行部を護る必要はない。役は降りるべき。」と記載しました。

また、令和5年10月2日付の議会報告で「秩序を乱し品位をおとしめる行為を続けるなら議長席に座る資格はない」と記載しました。

しかし、これらの記事は全くの言いがかりであり、私と歴代議長の名誉を傷つけるもの

であります。

以上、佐伯議員が議会報告に事実ではない、佐伯議員本人により曲解した憶測に基づく記事や、不適切な記事を掲載し、町内世帯に配布していることは、町民に無用な不安と誤った情報を与え、久山町議会への不信感を生じさせるものであります。

このことは、久山町議会会議規則第102条「議員は議会の品位を重んじなければならない」との規定に違反し、久山町議会運営の信頼を大きく損なうものであります。

よって、佐伯議員に対し、個人の責任で発行された議会報告の訂正を求めます。

最後に、佐伯議員は、過去2度にわたり、私から議会報告における不適切な記載について訂正を求められたにも関わらず、今なお、その動きを全く見せていません。

過去に訂正を求められた議会報告についても、内容の訂正を、再度求めます。

以上です。

(9番佐伯勝宣君「議事進行。6番議事進行。ただ今の議長の……」と呼ぶ)

○議長(只松秀喜君) 6番って何ですか。

(9番佐伯勝宣君「あ、ごめんなさい、9番。議事進行」と呼ぶ)

どういったことでしょうか。

(9番佐伯勝宣君「いいですか。」と呼ぶ)

どういったことでしょうか。

○9番(佐伯勝宣君) ただ今のあれは、ただ今の議長の今の行為は地方自治法第131条ならびに同法の133条に抵触いたします。しかるべき措置を求めます。

○議長(只松秀喜君) 佐伯議員、お座りください。

議事進行には全く関係ありませんので、許可できません。

(9番佐伯勝宣君「打ち合わせにありません。そして議場の秩序を乱し、侮辱に当たります」と呼ぶ)

お座りください。

(9番佐伯勝宣君「議長、ここは個人攻撃の場ではありません。違う場所で言えばいい話ではないでしょうか」と呼ぶ)

お座りください。

(9番佐伯勝宣君「座ってます。とっくに座ってます」と呼ぶ)

発言をおやめください。

(9番佐伯勝宣君「また、議会だよりに議事に関係ないことを書くのでしょうか。それで、きちんとやるべきです。訂正を求めます。地方自治法第131条ならびに同133条に基づいて対処、しかるべき対処を求めます。以上です」と呼ぶ)

1点お尋ねしますが、131条に私が抵触しているようなことを言われますけれども、131条の条文分かりますか。

○9番(佐伯勝宣君) 分かります。読んでください。言いましょうか。では……。

○議長(只松秀喜君) 私が法を犯していることを言われますけど、131条のどこに私が触れているんですか。

○9番(佐伯勝宣君) 議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。打ち合わせにございません。

○議長(只松秀喜君) ほかの議員から私に喚起ができるんでしょう。あなたから何で私が喚起できるんですか。

(9番佐伯勝宣君「議長に喚起ができる。議長が乱しているから注意喚起……」と呼ぶ)

人が法律に抵触しているというふうなことを言うのはやめてください。

(9番佐伯勝宣君「抵触してるから……」と呼ぶ)

ここで暫時休憩いたします。

再開は45分、45分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時36分

再開 午前9時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(只松秀喜君) それでは、会議を再開いたします。

まず初めに、12月定例会開会に当たり、町長よりご挨拶<sup>あいさつ</sup>をお受けいたします。  
西村町長。

○町長(西村 勝君) 皆さまおはようございます。本日ここに、久山町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

いよいよ2023年も残り1カ月となりました。今年を振り返ってみますと、5月に新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられ、私たちの暮らしも日常に戻りつつあると感じる機会が多くなりました。本町におきましても、町民の皆さまのご理解、ご協力によ

り、一斉健診をはじめ、コロナ禍で中断、延期していた事業など、イベントについても規制がなくなり、10月の祭りひさやまでは、約4,600人を超える皆さまが来場され、出店や花火などを楽しまれました。また、5月に糟屋地区Iブロック文化講演会、先月は第21回糟屋地区美術展がレスポアール久山で開催され、文化を通じた町内外の交流も活発に行われました。

しかし、世界では昨年2月から続くロシアのウクライナ侵攻、そして、本年10月に始まったイスラエルとハマスの戦闘など、国際情勢は一段と不安定化しており、食料やエネルギーなどの原材料費の高騰に加え、急激な円安は、物価高を招き、私たちの生活に大きな影響を与えています。

そのため政府は、11月に臨時閣議において、賃上げ、国内投資の促進を盛り込んだ総合経済対策を進め、物価高騰対策として、所得税と住民税の減税や低所得者向け給付を決定しました。国と地方自治体、民間投資を合わせた経済対策の事業規模は37.4兆円にも上り、現在、国会での成立を目指しています。今後も国の動向を注視しながら、物価高騰対策等に取り組んでまいります。

さて、今年の干支である卯年は飛躍・向上の年と言われており、本町にとっても、町の魅力が広く認知され、高まった年であったと感じております。その一つとして、9月から日本最大級の経済動画サービス、テレ東BIZにおいて、地方創生の先進地で注目を浴びる徳島県神山町に続き、本町のまちづくりや町で活躍する方々の特集が放送されており、全国に本町のよさを伝えることができる機会をいただきました。

この機会を通じて、私自身、町民の皆さんが、先人たちの行動や思いを引き継ぎ、未来につなげていくという町民の皆さまの意識の高さ、素晴らしさを感じるとともに、改めて久山町の無限の可能性を実感することができました。

時代は、これから激しく変化していき、予測困難な状況が想定されます。しかし、私たちは、30年後、50年後の未来に、先人たちが残してくれた久山町の魅力や強み、可能性をつないでいかなければなりません。これからも変化に対応しながら、先人たちと同様に住民の皆さまと共に、未来を見据え、次世代につながるまちづくりを推進していく所存でございます。引き続き、議会の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本12月議会定例会に提案いたします案件は、工事請負変更契約、条例の制定改正および補正予算など6議案でございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） ありがとうございました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

(9番佐伯勝宣君「議事進行、さっきの議運の結果はどうな  
んですか」と呼ぶ)

あなたに発言の許可は与えていません。

(9番佐伯勝宣君「分かりました」と呼ぶ)

お静かに。

(9番佐伯勝宣君「静かにはないでしょう。議事進行って言  
ったら、それはいかんですよ」と呼ぶ)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(只松秀喜君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、8番荒巻時  
雄議員および9番佐伯勝宣議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長(只松秀喜君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの10日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(只松秀喜君) 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から12月14日までの10日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(只松秀喜君) 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果については、お手元に配布のとおりです。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。粕屋南部消防組合議会の報告  
については、お手元に配布のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第61号 工事請負変更契約の締結について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第61号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第61号工事請負変更契約の締結についてをご説明いたします。

本案は、令和4年10月議会及び令和5年6月議会で議決を得た学校橋下部工工事請負契約について、変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年久山町条例第14号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、契約金額の変更になり、契約目的、契約方法、契約の相手方および工期については変更はございません。契約金額でございますが、変更前は1億4,707万円。変更後は1億4,846万2,600円で、139万2,600円の増額となります。主だった変更点は、令和5年6月議会においてご承認いただきました工期の延長に伴います交通誘導警備員の増工ならびに仮締切工の縮小による減工となりますが、その他設計数量の精査による設計変更などがございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第62号 久山町久原財産区管理会基金条例の制定について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第62号久山町久原財産区管理会基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第62号久山町久原財産区管理会基金条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、久山町久原財産区管理会基金条例を制定し、設置目的に応じた資金を積み立てることで、必要となる財源を確保し、健全な財政運営を行うため、提案するものでございます。

制定概要ですが、現在久原財産区管理会が管理する基金として、令和4年度末現在、財政調整基金、土地開発基金、公民館建設基金、教育振興基金の4基金を保有しております。



また、4億6,436万1,920円の残高が、決算審査資料に計上されているところでございますが、その管理については、特定の定めがない状態でございます。今後、これらの基金を久原地区教育振興基金、久原地区公的施設等保全基金、久原財産区管理会財政調整基金として、それぞれの設置目的に基づき管理できるよう、地方自治法第241条第1項の規定に基づき整備するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第63号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第63号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第63号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行により、地方税法（昭和25年法律第226号）が改正されることに伴い、久山町国民健康保険税条例（昭和37年久山町条例第8号）の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

主な改正内容は、令和6年1月から国民健康保険加入者の方が出産された場合、国民健康保険税を原則4カ月間減額するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決させていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第64号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第64号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第64号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

についてのご説明をさせていただきます。

本案は、久山町国民健康保険事業の安定的な運営を維持するにあたり、久山町国民健康保険税条例（昭和37年久山町条例第8号）の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。

主な改正内容は、令和6年度からの久山町国民健康保険税につきまして、課税方式をこれまでの所得割と被保険者均等割の2方式から、所得割と被保険者均等割、そして、世帯別平等割の3方式への変更を行い、各区分につきましても、税率および金額を変更させていただきます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第65号 令和5年度久山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第65号令和5年度久山町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 議案第65号令和5年度久山町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、令和5年度久山町一般会計補正予算（第4号）で、歳入歳出予算および地方債の補正を行うものです。歳入歳出予算の補正は、7,330万9,000円の増額をお願いし、既定の歳入歳出予算の総額61億7,345万5,000円に歳入歳出それぞれ7,330万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4,676万4,000円といたします。

歳出増額の主なものは、ふるさと応援寄付事業費2,798万9,000円、障害者自立支援給付費1,098万2,000円、児童福祉施設運営費590万3,000円、子ども医療費支給事業費557万9,000円、個別管理計画（道路維持）事業費450万円などです。

また、来年度工事に向けて社会教育総務費に久山会館2階空調設備工事実施設計業務委託料217万1,000円も計上しております。

財源となります歳入は、国庫支出金987万6,000円、県支出金674万1,000円、ふるさと応援寄附金5,600万円、繰越金4,648万2,000円、町債410万円などです。

また、当初予算で計上しておりました減債基金繰入金5,000万円を減額いたします。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可

決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第66号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第66号令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第66号令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額10億8,353万7,000円に、歳入歳出それぞれ1,772万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億126万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容としましては、歳出補正が国民健康保険事業費納付金の退職被保険者等医療費給付費分負担金33万9,000円の増額と、諸支出金の国県支出金等精算返納金1,738万7,000円の増額で、そのための財源であります歳入補正は、一般会計繰入金252万9,000円の減額と、繰越金2,025万5,000円の増額で対応するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（只松秀喜君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開時間は改めてお知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時3分

再開 午前10時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第61号 工事請負変更契約の締結について

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第61号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 今、担当課の方から説明を受けまして、大まかには分かりました。ただやはりこれは急ぐことということで、町長自身は早めにこれは臨時会というようなことは開くお考えはなかったのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 鋭意努力、この橋の復旧に向けて、担当課もやっておりました。

なかなか進捗具合というのが、その時によっていろいろの面で変わってくるという面もありましたので、最終的に精算的に、そちらの方で今回最後ということであげるということになりました。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。

さっきもほかの議員から意見があってましたが、資料。私も、どこがどうなってるか聞いただけじゃ、漠然としか分からない部分ございます。資料があつたらいいなと思います。それはその辺、またこういった急ぐ案件であるのでしたら、用意の方、またしっかりお願いしたいなと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第61号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

— 令和5年第5回12月定例会 —

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時56分